

神奈川県告示第 144 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 25 年 3 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

横浜市

2 事業の種類

市道上白根第 99 号線（上白根地区）道路改良事業（横浜市旭区上白根町地内）

3 起業地

(1) 収用の部分

横浜市旭区上白根町地内及び上白根二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、横浜市旭区上白根町地内の延長 700m の区間（以下「本件区間」という。）を事業計画とする「市道上白根第 99 号線（上白根地区）道路改良事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る延長 280m の区間である。

本件事業は、横浜市（以下「起業者」という。）が施行する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

市道上白根第 99 号線（以下「本路線」という。）は、道路法第 8 条の規定により横浜市長が市道に認定した路線であり、同法第 16 条の規定により起業者が道路管理者であることなどから、起業者は本件事業の法的施行権限を有しており、組織、体制等を有していると考えられる。

また、本件事業の施行を決定した上で、必要な予算について計画していることから、本件事業を遂行する意思と能力を有していると考えられる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、横浜市旭区上白根町地内の県道 45 号（主要地方道丸子中山茅ヶ

崎)との接続点(ひかりが丘交番前交差点)を起点とし、同区鶴ヶ峰本町二丁目地内の国道16号との接続点(白根交差点)を終点とする延長2,450mの路線である。

本件区間の近傍には、横浜市立上白根小学校、横浜市立旭北中学校、救急指定病院等の公共公益施設等が立地している。本件区間は、県道45号(主要地方道丸子中山茅ヶ崎)からの流入及び流出の交通量が多く、自動車交通量は、11,000台/日を超える区間である。また、路線バスは、3路線(上下線)合わせて300本/日を超えて運行されているが、幅員狭小、バスベイの設置されていないバス停があること及び終点側の交差点では付加車線が設置されていないため、交通渋滞の要因となっている。さらに、過半において歩道が設置されておらず、交通事故は、平成17年から平成23年にかけて14件発生し、危険性が高い区間である。

本件事業の完成により、現道を拡幅し、歩道が設置されることにより歩車分離が行われること、並びに付加車線及びバスベイが設置されることにより交通量がスムーズになることから、自動車、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)、神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)及び横浜市環境影響評価条例(平成10年横浜市条例第41号)に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で自動車走行に起因する騒音、振動及び大気質について調査、検討したところ、振動及び大気質に関して環境基準を満足するものと予測している。また、騒音に関して環境基準を超えるものが確認されているが、歩道設置などの道路拡幅による振動源から沿道家屋との距離減衰及び騒音低減効果のある高機能舗装での施工で対応することとしていることから、騒音の改善が見込まれ、環境基準を下回る見込みであるとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は現道の拡幅であることから、改変割合は極めて小さく、起業者が特別の措置を講ずべき動植物は見受けられないため、自然環境への影響は軽微であると考えられる。

また、本件区間の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間の道路幅員が狭小であり、歩道、付加車線及びバス

ベイが設置されていないため、ボトルネックの解消を図る必要があることなどから、現道を拡幅し、歩道、付加車線及びバスベイの設置を主な事業内容とする、2車線の現道を道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づく両側歩道付2車線に拡幅する道路改良事業であり、その事業計画は、従前から本件区間の市道区域に編入されている起点部付近の道路幅員を除き、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、一定程度本件事業に適していると考えられる他の2路線を選定し、総合的な比較考量の結果、土地利用や安全性において優位であり、経済性、将来性などを含め全体的に見ても最も優位である本件起業地が選定されており、事業計画の合理性が認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、幅員狭小であり、バスベイの設置されていないバス停があることや、終点側の交差点では付加車線が設置されていないため、交通渋滞の要因となっている。また、過半において歩道が設置されておらず、交通事故が平成17年から平成23年にかけて14件発生しており、本路線の中でも危険性が高い区間である。

また、地元自治会から本路線の拡幅事業に関する陳情書が市長あてに提出されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があるため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画のために必要な範囲として本件起業地を選定し、道路整備をするものであり、起業地の範囲は過大ではなく合理的であると考えられる。

また、収用の範囲は、一時的な使用に供するものではなく、全て本件事業のため恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用と使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

横浜市旭区役所総務部区政推進課